

仕様書

1 件 名

地域自主防災活動支援事業用モニター及びプロジェクター（生野区役所） 買入

2 品名及び数量

品名	数量
①モニター	1 台
②プロジェクター	1 台

3 サイズ・規格等

① モニター

液晶サイズ	50 インチ
HDMI 接続	対応
解像度	3840×2160
アスペクト比	16：9
音声	スピーカー 10w×2

② プロジェクター

有効光測	2600lm 以上
解像度	WXGA
質量	2.0kg 以下(モバイル型)
入力端子	ミニ D-Sub15pin, RCA, HDMI
音声	出力可能
付属品	持ち運び用のケース付き

4 納入期限

令和 7 年 6 月 20 日（金）

5 納入場所

〒544-8501 大阪市生野区勝山南 3-1-19 生野区役所 4 階
生野区役所地域まちづくり課
TEL (06) 6715-9923

6 特記事項

（１）応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品質の可否を含む）

は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。
質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、
本市の解釈によるものとする。

- (2) 納入品の搬送等の諸費用は全て本契約に含むものとする。
- (3) 納入日については、事前に事業担当課と協議のうえ決定すること。
- (4) 納入に際しては建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (5) 納入後、不良品があったことが判明した場合、若しくは通常の使用状態の下で障害が発生した場合は、本市担当者の指示を受け新品と交換すること。

7 事業担当課

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3-1-19

生野区役所地域まちづくり課 渡辺・伊藤

TEL (06) 6715-9923

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに、発注者の生野区役所企画総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。